

## 労働安全衛生法違反の疑いで書類送検

～踏み抜き防止措置を講じていなかった疑い～

名古屋東労働基準監督署（署長 山本祥喜）は、令和6年7月11日、下記の被疑者を労働安全衛生法違反の疑いで名古屋地方検察庁に書類送検した。

### 記

#### 1. 被疑者

株式会社エコライフ・インターナショナルほか1名  
（所在地：東京都豊島区北大塚 事業内容：太陽光発電設備工事業）

#### 2. 被疑条文

労働安全衛生法第21条第2項（事業者の講ずべき措置等）  
労働安全衛生規則第524条（スレート等の屋根上の危険の防止）  
労働安全衛生法第119条第1号（罰則）  
労働安全衛生法第122条（両罰規定）

#### 3. 災害の概要

令和5年12月5日、愛知県名古屋市緑区の太陽光発電設備工事現場において、被疑者の雇用する男性労働者（62歳）が、工場の屋根上で測量作業中に、当該屋根の明り取り部分を踏み抜き、多発外傷により死亡する災害が発生した。

#### 4. 被疑内容

労働安全衛生法では、スレート等の屋根上で作業を行う場合において、踏み抜きにより労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、幅が30センチメートル以上の歩み板を設ける等踏み抜きによる労働者の危険を防止するための措置を講じなければならないと規定されているが、被疑者は、上記災害発生時、明り取り部に歩み板を設け、防網を張る等により、踏み抜きによる墜落防止措置を講じていなかった疑いがあるもの。